

第11回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年3月25日（水曜日）午前10時00分

開催場所

東京都港区赤坂1丁目8番1号
赤坂インターシティAIR 4F
赤坂インターシティコンファレンス 404
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議 案

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 監査役3名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使
くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2026年3月24日（火曜日）午後5時まで

証券コード 4893
2026年3月9日

株 主 各 位

東京都港区芝大門2丁目12番10号
ノイルイミュン・バイオテック株式会社
代表取締役社長 玉 田 耕 治

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.noile-immune.com/ir/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4893/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ノイルイミュン・バイオテック」又は「コード」に当社証券コード「4893」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月24日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月25日（水曜日）午前10時00分
（開催時間が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）
2. 場 所 東京都港区赤坂1丁目8番1号
赤坂インターシティAIR 4F
赤坂インターシティコンファレンス 404
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第11期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

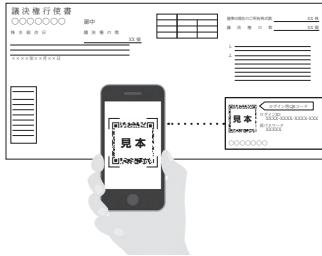
- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「新株予約権等の状況」「会社の体制及び方針」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

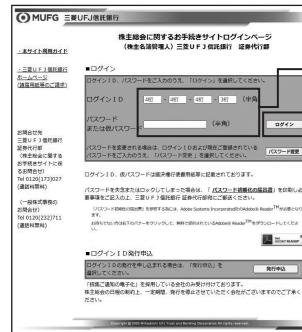
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2025年1月1日から)
(2025年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の概況に関する事項

①事業の経過及びその成果

【当社基盤技術について】

当社の基盤技術であるPRIME技術（Proliferation-inducing and migration-enhancing Technology）は、未だ固形がんで有効性を発揮できていないCAR-T（Chimeric Antigen Receptor-T）細胞療法の問題点を克服しうる極めて有望なプラットフォーム技術です。この技術により、CAR-T細胞および宿主のT細胞や樹状細胞などの免疫担当細胞を固形がん局所へ集積させ、かつ集積した細胞群の機能をより高めることが可能となり、さらに、それらの細胞の一部にがん細胞に対する免疫記憶を付与することが可能であるため、固形がんを効率的かつ持続的に抑制する効果が期待されます。当社はこのPRIME技術の特許について2015年10月1日付で国立大学法人山口大学と独占的実施許諾契約を締結しており、その技術の詳細は当社代表取締役社長の玉田耕治らによってNature Biotechnology誌※に公開されました。

※ IL-7 and CCL19 expression in CAR-T cells improves immune cell infiltration and CAR-T cell survival in the tumor. Adachi K, Kano Y, Nagai T, Okuyama N, Sakoda Y, Tamada K. Nat Biotechnol. 2018 Apr;36(4):346-351. doi: 10.1038/nbt.4086. Epub 2018 Mar 5.

【研究開発】

当社の最優先パイプラインNIB103につきまして、タカラバイオ株式会社と共同で国内におけるNIB103の開発を推進しております。独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）への治験計画届書の提出とPMDAによる所定の調査が完了しており、現在投与開始に向けた準備を進めております。なお、NIB103以外の自社創薬パイプラインについては、共同開発を含めたあらゆるアプローチを介して開発の推進を目指すとともに、NIB104やNIB105の早期の臨床ステージへの移行に取り組んで参ります。

また、既存のパイプラインに続く新たなパイプラインに関する研究や次世代技術に関する研究を実施しております。2017年より継続している国立大学法人山口大学との共同研究においては、引き続きCAR-TやTCR-Tを中心とした次世代型遺伝子改変細胞療法、他家細胞を利用したがん免疫細胞療法、次世代型PRIME技術に関する研究を実施しております。

【事業提携】

当社パイプラインNIB103については、タカラバイオ株式会社との間で共同開発に関する提携を行い、国内におけるNIB103の製造体制を確立しており、引き続き両社共同で開発を推進して参ります。

2019年に開始したAdaptimmune Therapeutics plcとの間で進めるPRIME技術を搭載した次世代型SPEAR T-cell及びAutolus Therapeutics plcとの間で進めるPRIME技術を搭載した次世代型CAR-T細胞療法について、当該年度も引き続きライセンス先における研究開発を実施しております。また、2022年にはPRIME技術を中外製薬株式会社に対してライセンスする契約を締結し、当該年度も引き続きライセンス先における研究開発を実施しております。CAR-T細胞の大量生産・安定供給と低コスト化を目指した自動細胞製造システムの確立を目指して、2019年に澁谷工業株式会社との間で開始した共同開発について、当該年度も引き続き開発を進めております。

【特許関連】

国立大学法人山口大学から独占的通常実施権を取得している特許(PCT/JP2015/05080)について、日・米・欧を含む複数の国での権利化を行っております。また、当該技術に基づいた応用研究に関する成果を基にした特許出願および権利化も進めております。

【その他】

当社の取り組む事業に対し、山口県の「令和7年度やまぐち再生医療等実用化・産業化推進補助金事業」及び宇部市の「宇部市再生医療等先端的研究開発実用化推進補助金」の採択が決定し、最長3年間の支援を受けることが決定しております。

以上の結果、当事業年度における事業収益は5,000千円（前年比34.1%減少）を計上した一方で、開発の継続により営業損失は797,255千円（前事業年度は1,069,183千円の営業損失）、経常損失は791,116千円（前事業年度は962,035千円の経常損失）、当期純損失は793,536千円（前事業年度は964,455千円の当期純損失）となりました。

- ②資金調達の状況
該当事項はありません。
- ③設備投資の状況
該当事項はありません。
- ④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

項目 \ 期別	第8期 (2022年12月期)	第9期 (2023年12月期)	第10期 (2024年12月期)	第11期 (2025年12月期)
事業収益	625,783千円	316,818千円	7,587千円	5,000千円
経常利益 (△は経常損失)	△384,202千円	△1,127,594千円	△962,035千円	△791,116千円
当期純利益 (△は当期純損失)	△386,622千円	△1,130,014千円	△964,455千円	△793,536千円
1株当たり当期純利益 (△は当期純損失)	△9円87銭	△27円25銭	△22円28銭	△18円33銭
総資産	4,641,032千円	5,778,946千円	4,800,172千円	4,011,579千円
純資産	4,300,617千円	5,687,452千円	4,725,497千円	3,931,939千円
1株当たり純資産	108円48銭	131円26銭	108円97銭	90円65銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、対応すべき課題を次のように考えております。

①PRIME技術の基礎研究体制の拡大及び国内外の学術機関、民間機関等との共同研究開発の推進

当社は国立大学法人山口大学との共同研究により、これまで複数のパイプラインを構築しております。また、中核技術であるPRIME技術の改良や応用についての基礎研究を進めております。今後も国立大学法人山口大学との緊密な連携や国内外の学術機関、民間機関等との共同研究開発により、より一層のパイプラインの拡充、及びPRIME技術の周辺知財の構築を図る方針であり、研究体制の拡充を図って参ります。

②臨床試験の推進

当社は複数のパイプラインを構築しております。これらのうち、NIB103を最優先のパイプラインとして臨床試験を推進し、臨床試験より得られたデータを評価することで、ライセンス先における開発の推進にも寄与するものと考えております。

なお、当社パイプラインNIB103については、タカラバイオ株式会社と共同で開発を進めております。

③ライセンス先に対する支援

PRIME技術のライセンス契約を締結した製薬企業に対し、臨床開発が滞りなく進められるよう、当社が技術的アドバイスをを行い、また契約によっては分担業務を行い、ライセンス先との協力を継続的に行っていく方針であります。

④ライセンス契約の拡大に向けた体制拡充

安定した事業ポートフォリオの構築とさらなる収益機会の獲得を目指すため、また当社パイプラインまたは技術のライセンスをより多くの国内外の製薬企業に広めるため、適切な人材確保を図って参ります。

⑤新しい事業機会を得るための外部機関との新たな連携

当社はパイプライン拡充とともに、新たな形態のパイプラインの構築や、細胞医薬製造の効率化を目指しております。その為、新たなゲノム編集技術や、遺伝子導入法、自動培養装置などの技術を持つ外部機関との連携の拡大を図っております。

⑥財務基盤の強化

当社技術の改良や応用に係る基礎研究、及び開発活動には多額の資金を必要とします。これまで数度にわたるエクイティファイナンスやパートナー企業からのライセンスに関する収入により資金を調達して参りましたが、2023年6月には東証グロース市場上場に伴う増資により更なる財務体制の強化を実現いたしました。2024年度および2025年度は外部からの資金調達はせず手許資金にて研究開発活動を進めて参りました。2026年以降、研究開発の推進及び加速化に併せ、必要に応じて適切な時期に資金調達を実施し、財務的基盤の強化を図ります。

⑦当社の正社員の採用、育成、登用

当社の主要な業務は、原則として正社員によって運用することを基本方針としております。その理由は、当社の経営理念に深く共感する当社のチームメンバーが、主体性をもって研究開発を行うこと、またライセンス先の製薬企業と接することが、事業推進の品質とスピードを向上させ、競合他社に対して大きな差別化の要素となり、当業界における最も優れた競争優位性であると考えているためです。

当社への入社志望者については、それまでの経歴や能力、潜在性を評価・選考し、最終面接時に当社の経営理念の説明を行い、候補者にとって共感できているかどうかを、当社の採用基準としております。採用後の育成については、全社規模で実施するコンプライアンス研修の他、現場での上長によるOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）や、部門長によって個人別に計画した教育・能力開発研修スケジュールを実施しております。

社内登用については、事前に策定した個人別の目標管理シートに基づいて一定の成果をあげているかどうかを確認し、さらに重ねて当社の経営理念及び部門目標に沿った日常的な行動規範をしているかどうかについて、人事評価委員会による評価会議を経て、部門配置や昇格・昇給及び降格・降給を決定しております。

今後も上記の方法に基づき、研究開発の加速化、パイプラインの進捗等に対応し、必要に応じて適切かつ十分な人材確保に努めて参ります。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

現在当社が進めている研究開発内容は、CAR-T細胞療法と呼ばれる次世代型のがん免疫細胞療法です。がん特異的な抗原に対する抗体断片とT細胞の活性化に必要な配列をコードした遺伝子を組み込んだCAR-T細胞をがん患者に投与することにより、患者体内でがん細胞表面のがん抗原を認識して攻撃し、抗腫瘍効果を発揮することを期待する治療法です。このCAR-T細胞療法の治験実施数は近年世界中で飛躍的に増加しており、本邦においても2019年以来複数製品が承認されております。

血液がんに対するCAR-T細胞療法の適応が進む一方で、がん全体の症例数の9割以上を占める固形がんに対しては未だ有効なCAR-T細胞療法が確立されていません。当社ではこの課題に対応するため、固形がんにも有効なCAR-T細胞製剤のための基盤技術となりうるPRIME技術の研究を進め、そのような技術を用いたCAR-T細胞療法の臨床開発を推進しています。臨床開発としては、PRIME技術を搭載したCAR-T細胞製剤を自社で開発し、それらを製薬企業に導出する自社創薬事業に取り組みむと同時に、PRIME技術自体を導出し、他社と共同でPRIME技術を搭載したCAR-T/TCR-T細胞製剤を開発する共同パイプライン事業を推進しています。

(6) 主要な事業所 (2025年12月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都港区
湘南研究所	神奈川県藤沢市
山口大学研究室	山口県宇部市

(7) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
23名	2名減	44.1歳	3年6カ月

- (注) 1. 従業員数は就業員数であります。
2. 当社の事業セグメントは、がん免疫療法創薬事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしておりません。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2025年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 155,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 43,301,765株
- (3) 株主数 7,993名
- (4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
武田薬品工業株式会社	8,119,800株	18.75%
株式会社鶴亀	7,159,550株	16.53%
玉田 耕治	3,750,000株	8.66%
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG	3,678,720株	8.49%
瀬戸 恭子	1,700,000株	3.92%
大和日台バイオベンチャー 投資事業有限責任組合	1,349,200株	3.11%
荻原 弘子	1,000,000株	2.30%
佐古田 幸美	1,000,000株	2.30%
和田 聡	956,900株	2.20%
石崎 秀信	760,000株	1.75%

- (注) 1. 当社は、自己株式を125株保有しております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
玉田 耕治	代表取締役社長	国立大学法人山口大学大学院医学系研究科免疫学教授
渡嘉敷 努	取締役 事業企画研究部長	—
永井 寛子	取締役 管理部長	—
Philippe Fauchet	取締役	Rezolute Inc. 社外取締役 ルカ・サイエンス株式会社 社外取締役 JCRファーマ株式会社 社外取締役 一般社団法人 Medical Excellence JAPAN 理事
花井 陳雄	取締役	株式会社リバネス 取締役 株式会社島津製作所 社外取締役 株式会社ペルセウスプロテオミクス 社外取締役
藤原 一幸	常勤監査役	—
橋岡 宏成	監査役	ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 パートナー弁護士 トレンダーズ株式会社 社外監査役 株式会社くふうカンパニーホールディングス 社外取締役
中田 幸康	監査役	中田幸康会計税務事務所 代表 株式会社Authlete 社外監査役

- (注) 1. 取締役Philippe Fauchet氏及び花井 陳雄氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藤原 一幸氏、橋岡 宏成氏及び中田 幸康氏は社外監査役であります。
3. 監査役橋岡 宏成氏は弁護士、監査役中田 幸康氏は公認会計士及び税理士の資格を有しております。
4. 当社は、監査役橋岡 宏成氏及び中田 幸康氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。ただし、当該契約におきましては、会社役員 の 職務の執行の適正性が損なわれないようにす

るため、損害賠償責任の限定を受けた後の効力として、会社から退職慰労金その他法務省令で定める財産上の利益を受けることができず、また、会社法第425条第1項第2号に規定される新株予約権を行使しまたは譲渡することができないなど一定の措置が定められています。

5. 当社は、Philippe Fauchet氏、花井 陳雄氏、藤原 一幸氏及び中田 幸康氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

該当事項はありません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の個人被保険者の範囲は当社の役員、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する対象事由等の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役報酬等は、各取締役の役割や職務等に応じた「固定報酬」で構成し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とする。

2. 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬は月例の金銭報酬とし、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、役位、職責、経営状況を総合的に勘案して決定する。

3. 金銭報酬及び業績連動報酬等の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

現在、当社取締役の報酬は月例の固定報酬のみであるが、2025年3月26日開催の定時株主総会において、貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して当社の取締役に対して譲渡制限付株式を割当てる報酬制度の導入が承認されており、2026年度より適用する。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額の内容の決定については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、代表取締役社長は過半数以上を社外役員で構成する報酬委員会の提案を踏まえて決定するものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

最近事業年度の取締役の報酬等の額については、報酬委員会での検討を経て、株主総会の決議により定められた取締役（2020年3月24日開催の定時株主総会で150,000千円以内と決議、当該決議時の取締役の員数は8名（うち社外取締役5名））の報酬限度額の範囲内において決定しております。各個別の取締役報酬額につきましては、最も当社事業に精通した者による貢献度を踏まえた適正評価を行うことが適切であることから、取締役会により決定を一任された代表取締役社長である玉田耕治が、上記のとおり、報酬委員会の提案を踏まえて決定しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬などについて、報酬などの内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当

該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、2026年度より適用される当社の取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等につきましても、報酬委員会での検討を経て、株主総会の決議により定められた取締役（2025年3月26日開催の定時株主総会において、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、35,000千円以内（うち社外取締役分は年額5,000千円以内）と決議、当該決議時の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名））の報酬限度額の範囲内において決定いたします。

② 監査役の報酬の内容に係る決定方針に関する事項

最近事業年度の監査役の報酬等の額については、監査役（2019年5月17日開催の臨時株主総会で50,000千円以内と決議、当該決議時の監査役の員数は3名）の報酬限度額の範囲内において決定しております。各個別の監査役の報酬等に関しては、固定報酬のみで構成されており、役員報酬規程に基づき、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、世間水準、監査内容及び従業員給与とのバランス等を考慮して監査役の協議により決定しております。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報 酬等	
取締役 (うち、社外取締役)	77,211千円 (17,127)	77,211千円 (17,127)	—	—	5名 (2名)
監査役 (うち、社外監査役)	11,400千円 (11,400)	11,400千円 (11,400)	—	—	3名 (3名)
合計 (うち、社外役員)	88,611千円 (28,527)	88,611千円 (28,527)	—	—	8名 (5名)

(5) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 Philippe Fauchet	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席しており、製菓業界及び経営における豊富な知識及び幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 花 井 陳 雄	当事業年度就任後に開催された取締役会14回のうち14回に出席しており、製菓業界及び経営における豊富な知識及び幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 藤 原 一 幸	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席しており、常勤監査役として必要な発言を適宜行いました。 また当事業年度に開催された監査役会27回のうち27回に出席しており、必要な発言を適宜行いました。
監査役 橋 岡 宏 成	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席しており、弁護士の見地から必要な発言を適宜行いました。 また当事業年度に開催された監査役会27回のうち27回に出席しており、必要な発言を適宜行いました。
監査役 中 田 幸 康	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席しており、公認会計士及び税理士の見地から必要な発言を適宜行いました。 また当事業年度に開催された監査役会27回のうち27回に出席しており、必要な発言を適宜行いました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬

	報酬等の額
当事業年度における監査法人の報酬等の額	
イ. 監査証明業務に基づく報酬	25,000千円
ロ. 非監査業務に基づく報酬	－千円
当社が監査法人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の報酬について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任致します。

また、会計監査人が監査業務を適切に遂行できないと判断されたとき、その他必要と判断されるとき、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定致します。

以上

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,983,440	流動負債	74,405
現金及び預金	3,918,321	未払金	16,130
貯蔵品	2,154	未払費用	31,176
前渡金	14,187	未払法人税等	23,610
前払費用	21,604	預り金	3,488
未収入金	4	固定負債	5,233
未収消費税等	26,186	資産除去債務	5,233
その他	980		
固定資産	28,139	負債合計	79,639
投資その他の資産	28,139	(純資産の部)	
長期前払費用	4,195	株主資本	3,925,092
差入保証金	23,943	資本金	4,047,254
		資本剰余金	4,025,098
		資本準備金	4,025,098
		利益剰余金	△4,147,239
		その他利益剰余金	△4,147,239
		繰越利益剰余金	△4,147,239
		自己株式	△20
		新株予約権	6,847
		純資産合計	3,931,939
資産合計	4,011,579	負債・純資産合計	4,011,579

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
事業収益		5,000
事業費用		
研究開発費	360,877	
その他の販売費及び一般管理費	441,377	802,255
営業損失		797,255
営業外収益		
受取利息	6,404	
その他	12	6,416
営業外費用		
為替差損	277	277
経常損失		791,116
税引前当期純損失		791,116
法人税、住民税及び事業税	2,420	2,420
当期純損失		793,536

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月10日

ノイルイミュン・バイオテック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木	泰司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中川	満美

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ノイルイミュン・バイオテック株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認められます。

2026年2月13日

ノイリイミュン・バイオテック株式会社 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 藤原 一 幸 ㊞
社外監査役 橋岡 宏 成 ㊞
社外監査役 中田 幸 康 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
1	たま だ こう じ 玉 田 耕 治 (1968年3月28日) 【再任】	1992年3月 九州大学医学部卒業（同年5月 医師免許取得） 1992年6月 九州大学医学部附属病院 入局 1998年4月 米国ミネソタ州メイヨークリニック博士 研究員 2002年10月 同大 Assistant Professor 2005年8月 米国メリーランド州ジョンスホプキンス 大学 Assistant Professor 2009年9月 米国メリーランド州立大学がんセンター Associate Professor 2011年5月 山口大学大学院 医学系研究科免疫学講 座 教授（現任） 2016年3月 当社 取締役 就任 2020年9月 当社 代表取締役社長 就任（現任） (重要な兼職の状況) 国立大学法人山口大学大学院医学系研究科免疫学 教授	3,750,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 玉田耕治氏を取締役候補者とした理由は、PRIME技術を応用したCAR-T細胞を利用した最新のがん免疫療法研究の第一人者であり、当分野における世界有数の研究者を含めた幅広い人脈や高い見識を有しているとともに、当社社長として創業時より経営全般に携わり、豊富な経験を有していることから、引続き取締役候補者とするのが適当であると判断したものであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	と か しき つとむ 渡 嘉 敷 努 (1981年12月14日) 【再任】	2006年 6 月 オンコセラピー・サイエンス(株) 入社 2014年12月 (株)リーディングバレー 代表取締役 2015年 7 月 当社 入社 2018年 1 月 当社 経営管理本部経営企画部長 2019年 5 月 当社 取締役 就任 (現任) 2019年 6 月 当社 事業本部長兼事業企画部長 2020年 1 月 当社 事業企画研究部長 (現任)	25,000株
<p data-bbox="269 470 553 495">【取締役候補者とした理由】</p> <p data-bbox="269 508 1348 601">渡嘉敷努氏を取締役候補者とした理由は、当社取締役事業企画研究部長として、専門的な知識・豊富な経験に基づく見地から当社経営に携わっており、引続き取締役候補者とするのが適当であると判断したものであります。</p>			
3	な が い ひろ こ 永 井 寛 子 (1976年10月5日) 【再任】	1999年 4 月 Nagano&Morita CPA (永野・森田米 国公認会計士事務所) 入所 2004年 2 月 Ernst and Young Global Financial Service 入社 2010年10月 Hiroko Nagai CPA Office運営 2020年 3 月 当社 入社、管理部長 就任 (現任) 2020年 6 月 当社取締役 就任 (現任)	一株
<p data-bbox="269 878 553 904">【取締役候補者とした理由】</p> <p data-bbox="269 916 1348 1010">永井寛子氏を取締役候補者とした理由は、当社取締役管理部長として財務・会計に関する専門的な知識・豊富な経験に基づく見地から当社経営に携わっており、引続き取締役候補者とするのが適当であると判断したものであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	Philippe Fauchet (1957年11月2日) 【再任】	2001年 6 月 サノフィ・ママ(株) (現 サノフィ(株)) 代 表取締役社長 就任 2005年 5 月 サノフィ・アベンティス(株) (現 サノフ ィ(株)) 代表取締役社長 就任 2010年 1 月 グラクソ・スミスクライン(株) 代表取締 役社長 就任 2017年 4 月 同社 代表取締役会長 就任 2019年 5 月 (株)ボナック 社外取締役 2020年 3 月 当社 社外取締役 就任 (現任) 2020年 9 月 Rezolute Inc. 社外取締役 (現任) 2022年 6 月 ルカ・サイエンス(株) 社外取締役 (現 任) 2022年 6 月 JCRファーマ(株) 社外取締役 (現任) 2023年 6 月 (一社) Medical Excellence JAPAN (MEJ) 理事 就任 (現任) (重要な兼職の状況) Rezolute Inc. 社外取締役 ルカ・サイエンス(株) 社外取締役 JCRファーマ(株) 社外取締役 (一社) MEJ 理事	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 Philippe Fauchet氏を社外取締役候補者とした理由は、製薬業界及び経営における豊富な知識及び 幅広い見識を有しており、社外取締役として当社の経営に有用な意見を頂けるものと判断したことによ ります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	はな い のぶ お 花 井 陳 雄 (1953年4月30日) 【再任】	1976年 4月 協和発酵工業(株)入社 2003年 2月 BioWa社を設立、社長に就任 2012年 3月 協和発酵キリン(株) 代表取締役社長 就任 2018年 3月 同社 代表取締役会長 就任 2020年 5月 (株)リバネスキャピタル 取締役 就任 2020年 6月 (株)島津製作所 社外取締役 就任 (現任) 2021年 3月 (株)ペルセウスプロテオミクス 社外取締役 就任 (現任) 2024年 3月 当社 社外取締役 就任 (現任) 2025年 6月 (株)リバネス 取締役 就任 (現任) (重要な兼職の状況) (株)リバネス 取締役 (株)島津製作所 社外取締役 (株)ペルセウスプロテオミクス 社外取締役	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 花井陳雄氏を社外取締役候補者とした理由は、協和発酵キリン株式会社において代表取締役社長及び会長を歴任するなど、製薬業界及び経営における豊富な知識及び幅広い見識を有しており、社外取締役として当社の経営に有用な意見を頂けるものと判断したことによります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. Philippe Fauchet氏及び花井陳雄氏は、社外取締役候補者であります。
3. Philippe Fauchet氏及び花井陳雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってPhilippe Fauchet氏が約6年、花井陳雄氏が約2年となります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、被保険者が違法であることを認識しながら行った行為等に起因する損害の場合を除く)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、Philippe Fauchet氏及び花井陳雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
1	ふじわら かずゆき 藤原 一幸 (1958年8月14日) 【再任】	1981年4月 新日本証券株式会社（現 みずほ証券株式会社）入社 2011年4月 同社 執行役員第三ブロック長 2012年4月 新光投信株式会社 執行役員マーケティング本部副本部長 2016年10月 みずほ証券プロパティマネジメント株式会社 常勤監査役 就任 2018年6月 同社 顧問 2019年7月 当社 常勤社外監査役 就任（現任）	一株
<p>【監査役候補者とした理由】</p> <p>証券会社における長年の経験を有しており、豊富な知識と経験から社外監査役として実効性の高い監督・監査機能を果たすことが期待できるものと判断したことによります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	はしおか ひるなり 橋岡 宏成 (1967年1月23日) 【再任】	1991年4月 住友銀行 入行 1998年4月 弁護士登録 2004年9月 (株)ゴルフダイジェスト・オンライン 社外取締役 2007年6月 (株)ユナイテッドアローズ 社外監査役 2008年8月 ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 設立 パートナー弁護士(現任) 2011年6月 (株)エーピーカンパニー社外監査役 2011年6月 トレンダーズ(株)社外監査役 (現任) 2014年6月 (株)アイフリークモバイル社外監査役 2015年7月 当社 社外監査役 就任 (現任) 2017年1月 (株)ロコガイド 監査役 2018年6月 (株)ロコガイド 社外取締役 2021年10月 (株)くふうカンパニーホールディングス 社外取締役 (現任)	350,000株
【監査役候補者とした理由】			
弁護士の資格を有しており、豊富な知識と経験から社外監査役として実効性の高い監督・監査機能を果たすことが期待できるものと判断したことによります。			
3	なかた ゆきやす 中田 幸康 (1974年3月15日) 【再任】	1996年10月 朝日監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入社 1999年4月 公認会計士登録 2001年10月 PwC税理士法人入社 2009年8月 税理士登録 2017年9月 中田幸康会計税務事務所代表 (現任) 2018年4月 (株)Melk (現、(株)コボルポート)社外取締役 2019年5月 当社 社外監査役 就任 (現任) 2022年5月 プロマット・ジャパン株式会社 監査役 2023年12月 株式会社Authlete 社外監査役 (現任)	一株
【監査役候補者とした理由】			
公認会計士及び税理士の資格を有しており、豊富な知識と経験から社外監査役として実効性の高い監督・監査機能を果たすことが期待できるものと判断したことによります。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 藤原一幸氏、橋岡宏成氏及び中田幸康氏は、社外監査役候補者であります。
3. 藤原一幸氏、橋岡宏成氏及び中田幸康氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって藤原一幸氏が約7年、橋岡宏成氏が約11年、中田幸康氏が約7年となります。
4. 橋岡宏成氏は弁護士、中田幸康氏は公認会計士及び税理士の資格を有しております。
5. 当社は、監査役橋岡 宏成氏及び中田 幸康氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。ただし、当該契約におきましては、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、損害賠償責任の限定を受けた後の効力として、会社から退職慰労金その他法務省令で定める財産上の利益を受けることができず、また、会社法第425条第1項第2号に規定される新株予約権を行使しまたは譲渡することができないなど一定の措置が定められております。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者が違法であることを認識しながら行った行為等に起因する損害の場合を除く）。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、藤原一幸氏及び中田幸康氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区赤坂1丁目8番1号
赤坂インターシティAIR 4F
赤坂インターシティコンファレンス
404
TEL 03-5575-0611



交通	溜池山王駅	14番出口より	地下直結
	国会議事堂前駅	9番出口より	徒歩約2分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。